



第4次中期計画

(2020年度～2022年度の3ヵ年計画)

家計改善支援と一体となった貸付事業を通して組合員のくらしの向上をめざすとともに持続可能な事業構造の確立をめざします。

2020年8月

消費者信用生活協同組合



1. はじめに これまでの中期計画

中計の事業期間	計画の概要	到達点
第1次中期計画 2000年6月 ↓ 2003年5月	○基本理念制定「組合員に対して安堵感あるくらしの支援活動を行なう」 ○沿岸相談所開設と地域相談会開催 ○出資金6.5億、貸付残高55億円	○出資金7億6千万円と計画を達成。 ○貸付残高は69億円と計画を達成。 ○2001年に釜石事務所を設置。 ○地域相談会、夜間法律相談会を開始。
第2次中期計画 2003年6月 ↓ 2006年5月	○スモールオフィス（小規模相談室）を一関・宮古・二戸に設置。 ○他県の信用生協設立支援を人材派遣も含めて行う。（東京・福岡・青森） ○出資金13億、貸付残高100億円	○出資金は10億、残高78億円と未達。 ○2004年一関事務所を設置。 ○2006年グリーンコープふくおか事業開始、八戸市で信用生協を創る会、秋田市で信用生協設立準備会を設立。
第3次中期計画 2007年6月 ↓ 2009年5月	○貸付のセーフティネットとして多重債務問題の解決に全力をあげる ○事業改善による経費削減を通して無料の相談事業の継続を図る ○青森・秋田の信用生協設立支援を行い事業連合結成による発展を準備。 ○出資金14億円、貸付残高76億円	○出資金9億、残高54億円と未達。 ○国の多重債務問題改善プログラムの中でセーフティネット貸付のモデルに。 ○生協法改正に伴い信用生協の新設を断念。信用生協の県域規制緩和を国に要請し、2010年八戸市に、2011年青森市に相談センターを設置。

【第3次中計以降の経過】

第4次中期計画は2009年後半に策定作業に入りましたが、2010年の県域規制緩和や貸金業法改正の全面施行と大きな法制度の変化があり、更に2011年の東日本大震災で被災者支援を優先する必要から総代会でその策定を延期しました。

その後、国をあげて多重債務問題に取り組んだこともあり信用生協の多重債務相談や債務整理資金の需要は大きく減少しました。そのため2012年からソーラー発電事業や高齢者福祉事業（サービス付高齢者住宅）などの新規事業の検討や人員削減を含む経費削減に取り組み、この間組合員への出資配当と利用高割戻しを継続してきました。

その後、新規事業はコスト面などから断念し、本業である生活相談・貸付事業に専念するに至りました。

そして2019年に信用生協は創立50周年、消費者救済資金貸付制度も創設30周年を迎えました。

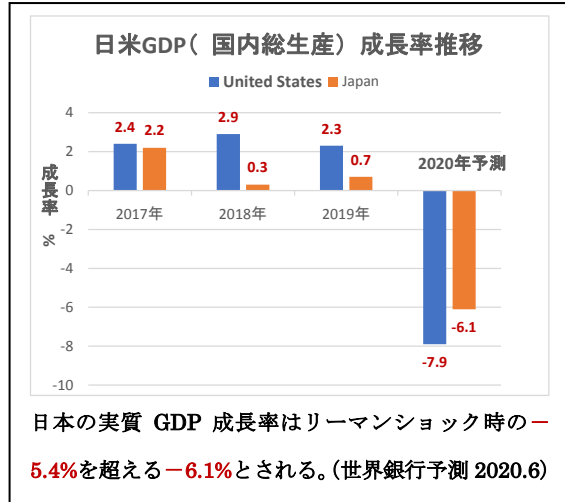
この節目の時期にあたり、今日の経済・社会と組合員と地域社会の現状分析を行い、その結果を踏まえて今後の発展戦略を第4次中期計画として策定しました。

2. 信用生協をめぐる事業環境

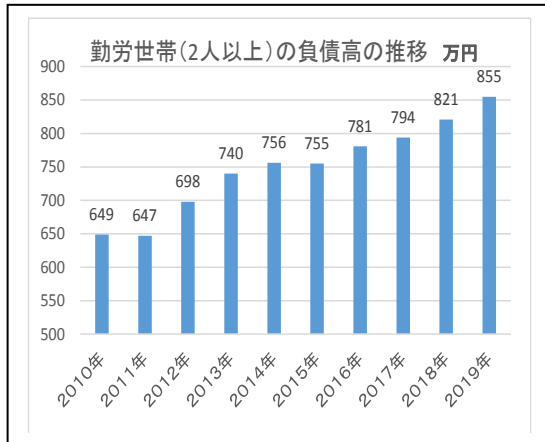
今日の日本社会は過去に経験したことのないくらしの困難に直面しています。信用生協に影響を及ぼす事業環境の主な変化は次の7点です。

●新型コロナウイルスによる社会・経済の大幅な萎縮と不況

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、日本を含む世界経済が1929年の大恐慌以来とされる経済活動の縮小に追込まれています。国内では旅行関連や飲食等のサービス業、医療関係をはじめ多くの業種が打撃を受け、業績の回復には数年かかるとの見通しも出されています。また、業績悪化に伴う企業倒産や非正規雇用者を中心とした「雇い止め」による失業率の増加、そして経済的な事由による自殺者の増加も懸念されています。



●家計の負債と家計改善支援の重要性

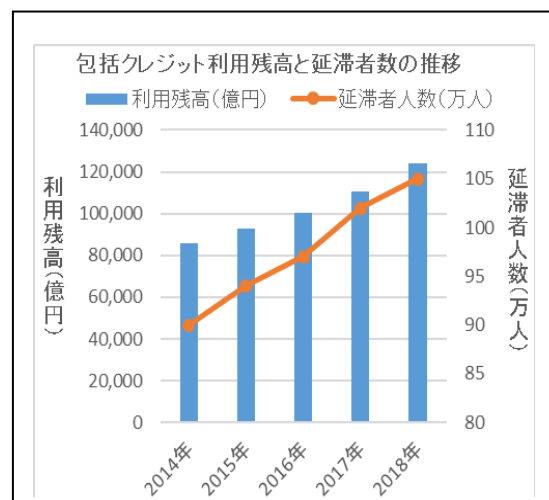


家計の負債は増加し続けています。2019年度の二人以上の勤労者世帯の負債額は855万円となり、年収比(負債額の年間収入に対する比)は116.2%となっています。貯蓄のない世帯も増加し家計にゆとりが無くなっていることから家計改善支援の必要性は高まっています。※負債は住宅ローン、公的及び民間からの借入れ、月賦・年賦すべての合計金額。負債額は負債ゼロの世帯を含む平均値。(総務省家計調査)

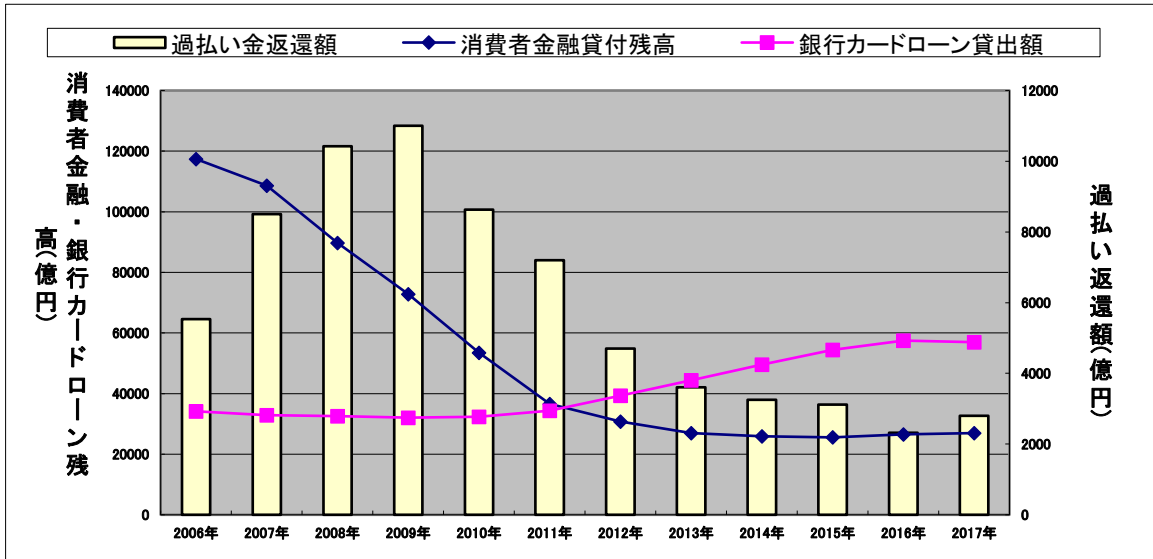
●「リボ払い」による返済困難者が増加

買い物をカードで行い、「リボ払い」での支払いをする消費者が増加しています。「リボ払い」は毎月の支払いが一定額という便利さの反面、手数料が年利15%前後と高いためいつの間にか利用限度額一杯となり返済を滞る利用者が増加しています。

※クレジット利用残高は12月末時点でクレジットを利用して返済されず残っている残高。包括クレジットはカードを発行して限度額内で後払いで繰返し買物をする方式。延滞者は3か月以上の支払い遅延者で信用情報機関の登録人数。



●過払い金・貸金業・銀行カードローンの動向



2006年貸金業法等の改正で貸金業者の9割以上が淘汰され、消費者金融会社の残高も約12兆円から10兆円近くも激減しましたが大きな社会的混乱もなく推移しました。この背景に減少した残高を「過払い金」(10年間で約7兆円)と銀行カードローンの増加が埋め合わせたことがあります。尚、消費者金融会社は2015年を境に減少から増加傾向に転じています。銀行カードローンは過剰貸付との批判があり、金融庁の監督強化と自主規制で2017年からは減少に転じました。過払金は完済後10年で時効となるため今後終息に向かいます。

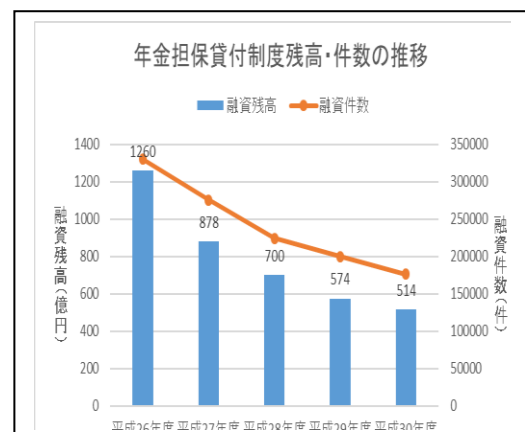
注：過払い金返還額は利息返還金と利息返還に伴う債務免除額の合計金額。銀行カードローンは12月末残高。消費者金融残高は無担保消費者向貸金業者の該当年の3月期の残高。出典：日本貸金業協会、日本銀行、金融庁の各統計資料。

●自己破産等の債務整理件数は反転し増加傾向に

貸金業法改正で減少傾向にあった自己破産件数は2015年の7万2320件を境に増加に転じました。背景に銀行カードローンの高額貸付やクレジットのリボ払いによる借入額の増加が指摘されています。

●年金担保貸付制度の廃止

福祉医療機構による年金担保貸付は2度の制度改革で事業の縮減を図り2022年度で制度が廃止となります。廃止後の受皿に社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度が予定されています。当該制度は所得要件や資金用途に制限があるため、高齢世帯の突発的な資金需要に対する貸付チャンネルの不足が懸念されます。



●新たなヤミ金の出現

総量規制で貸金業者への申込者の6割が「謝絶」となっています。また銀行カードローンの審査の厳格化、そして信用情報事故登録者の増加などを背景に借入れ困難な人を狙い、違法な高金利の「個人間融資」や「給与ファクタリング」など新たなヤミ金が出現しています。

3. 信用生協の創立の原点と今日的役割

創立の原点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1969年の設立趣意書では、「労働組合にも各種協同組合にも保護されない中小企業、商店等の勤労者や一般消費者にとって銀行、金庫など市中の金融機関は縁遠い存在であり、いきおい小口高利金融業者に依存せざるをえない」と指摘し、これまで半世紀にわたり社会的弱者への貸付を通しての生活支援を行ってきました。

多重債務問題から生活困窮者支援へ・・・・・・・・

信用生協は時代の社会的課題や法制度によって事業の質・量とも大きな変化を遂げてきました。1980年以降、サラ金3悪（高金利・過剰貸付・過酷な取立て）による多重債務問題が深刻化し、多重債務相談と債務整理資金貸付の需要は増加しました。1989年「自治体提携消費者救済資金貸付制度」を創設して急増する資金需要に対応し、2004年のピーク時には5000件を超える相談と貸付残高は80億円弱となりました。

その後2006年の最高裁判決による過払金返還請求の広がりや貸金業法等の改正により多重債務問題は解決に向かい相談件数、債務整理資金貸付とも大きく減少しました。

多重債務相談が減少した反面、生活困窮と生活資金の相談が増加したことから2010年に自治体の預託制度による生活再建資金貸付制度を創設しました。そして貧困と格差の拡大の広がりのなかで2015年に生活困窮者自立支援法が成立し、この法律に基づく自治体の委託を受けて家計改善支援事業に取り組み始めました。

この間、小口生活資金の需要が高まることで平均貸付額が半減したことなどから貸付額を償還額が上回り、貸付残高はピーク時の4分の1まで減少しました。

しかし、貸付残高は減少しても社会的弱者に対する生活相談と貸付を通して生活支援を行う創立の原点は不変であり、時代が変わっても今後とも必要とされています。

信用生協の今日的役割・・・・・・・・・・・・・・・・

①「セーフティネット貸付」担い手の役割

今日の日本社会では、さまざまな事情で金融機関からの借入が困難となり、他方で公的給付制度や貸付制度の条件に該当しない「制度の谷間」に悩む人が存在します。その人々の切実な資金需要に応えるとともにヤミ金被害の防止に貢献する「借入のできなくなった人への顔の見える相談と一体となったセーフティネット貸付」の役割を担います。

②「福祉的貸付」の担い手の役割

組合員や地域住民の夢や願いを実現するための手段（選択肢）としての「福祉的貸付」の役割を担います。そのため借り手である組合員や地域住民の人生に伴走し、借り手の人生のスピードに合わせた柔軟な返済管理による生活支援を行います。

※ここでの「福祉」(well-being)は、多様な人生のチャンスがあることを意味します。本人が価値を置く理由ある人生を生きられる実質的な選択肢の幅を「福祉」の指標ととらえ（インドの経済学者アマルティア・センによる。1998年ノーベル経済学受賞）この選択肢の幅を広げる役割を貸付制度が担います。

4. 第4次中期計画の2つの基本方針と4つの柱

【第4次中計の2つの基本方針】

その1 「新型コロナウイルス」はくらしや雇用に深刻な打撃を与えています。生活様式の転換も迫るほどのくらしの困難に際し、組合員と地域住民のくらしの安心と向上をめざし家計改善支援に全力で取り組みます。

その2 「コロナショック」は信用生協の事業にも大きな打撃を与えています。そのため、第4次中計期間は事業の伸長を図ることよりも事業を安定・継続できる事業構造の確立をめざすこととし、2023年以降の事業の発展を図る準備期間とします。

【第4次中計で取り組む事業課題：4つの柱】

第1の柱 新型コロナによる生活困窮者支援に総力をあげて取り組みます。

- (1) 相談支援体制の強化と公的給付・貸付までのつなぎ資金貸付を実施します。
- (2) 家計改善支援事業の拡大と強化を図ります。
- (3) 自殺防止対策事業「お金の悩みホットライン」とギャンブル依存対策事業の拡充を図ります。
- (4) 新たに住宅セーフティネット制度を活用した生活困窮者等の居住支援に取り組みます。

第2の柱 利用しやすい貸付制度にむけて改善を図ります。

- (1) 高齢者向け・組合員向けの貸付制度の開発・改善を図ります。
- (2) 消費者救済資金貸付制度（青森県）の見直し・改善を図ります。
- (3) 貸付実務の見直しと簡素化を図ります。

第3の柱 事業の安定継続を図るため事業構造の改善に取り組みます。

- (1) 資金調達が多様化による資金調達コストの削減を図るため組合債を発行します。
- (2) 事務所費の削減と子会社 CFG の収益力向上を図ります。
- (3) 貸倒引当金計上基準を見直します。

第4の柱 事業連帯の推進と人材の育成を図ります。

- (1) 3 生協事業戦略検討会議を継続し、システムや生協間融資など事業の協同化をめざします。
- (2) 生活相談・貸付事業相談員合同研修会を開催します。
- (3) 人事評価制度を見直します。

5. 年度ごとの実施計画

【2020年度】（2020年6月1日～2021年5月31日）

- ① 「くらしの安心合同相談会」等を通してコロナに伴う生活相談の強化と各種給付・貸付制度の案内及び「つなぎ資金」貸付の実施
- ② 組合員向け、高齢者向けの新たな貸付制度の開発と改善
- ③ 家計改善支援・自殺対策・ギャンブル依存支援事業等の自治体受託事業の強化
- ④ 組合債による資金調達の実現や生協間融資の実現に向けた準備
- ⑤ 青森県の自治体提携救済資金貸付制度の改訂に向けた自治体との協議
- ⑥ 人事評価制度の見直し、運用の開始
- ⑦ 住宅セーフティネット制度に基づく居住支援事業の調査・研究
- ⑧ 信用生協50年史の刊行と刊行記念講演会の開催

【2021年度】（2021年6月1日～2022年5月31日）

- ① 貸付業務システム共同化の設計・開発着手
- ② 生協間融資による低利息負担資金の調達の実現
- ③ 組合債募集の継続（上積みを図る）
- ④ 青森県内における自治体提携救済資金貸付制度の改訂
- ⑤ 居住支援事業法人登録と居住支援事業の開始

【2022年度】（2022年6月1日～2023年5月31日）

- ① 家計改善支援事業の岩手・青森両県での受託拡大
- ② 生協間の事業のシステム等の共同化の具体化を図る
- ③ 家賃債務保証業者への登録と住宅セーフティネットに関わるネットワークの構築

6. 損益数値計画

(単位千円)

	第52期 (2020年度)	第53期 (2021年度)	第54期 (2020年度)
貸付金額	400,000	500,000	600,000
償還金額	547,000	520,000	530,000
貸付残高	1,717,251	1,697,251	1,767,251
事業収入	158,500	154,620	164,620
事業支出	183,267	182,175	181,325
(借入利息)	17,000	13,975	11,525
(人件費)	93,661	94,000	96,800
(物件費)	72,606	74,200	73,000
事業剰余	△24,767	△27,555	△16,705
経常剰余	△7,640	△7,554	9,495
税前当期純利益	7,360	7,445	9,495

7. 信用生協 50 年史の発刊と記念シンポジウムの開催

2018 年度から明治大学小関隆志教授、角崎洋平日本福祉大学准教授、佐藤順子佛教大学専任講師の 3 人の研究者により、信用生協 50 年の歩みの調査研究が進められています。

その成果は「半世紀にわたる金融包摂・多重債務者救済のあゆみ」と題する信用生協 50 年史として 2021 年春にまとめられる予定です。

50 年史の構成は次の通りとなっています。

第 1 部 信用生協通史

- 第 1 節 岩手県信用生協の設立
- 第 2 節 初期の岩手県信用生協
- 第 3 節 多重債務者の救済
- 第 4 節 貸金業法・生協法改正と他県普及
- 第 5 節 生活困窮者支援へ

第 2 部 各論

- 第 1 節 信用生協事業の他地域・他団体への波及
- 第 2 節 NPO 法人いわて生活者サポートセンターの事業
- 第 3 節 信用生協の意義、経営の現状、将来展望

この 50 年史の刊行を記念し、2021 年春に「信用生協 50 年の歩みとこれから」(仮称)のテーマで 50 年史刊行記念シンポジウムを開催します。